

～大垣市リユース促進事業～

市との連携希望リユースショップ募集要項

ごみの減量に向けて市民の皆さまのリユース（再利用）行動を促進する大垣市リユース促進事業を推進ため、市との連携を希望するリユースショップを次のとおり募集します。

1 連携するリユースショップは、次のすべての条件を満たしている必要があります。

- (1) 有効な古物商許可証を受けていること
- (2) 大垣市内に店舗を設けていること
- (3) 利用者からの相談や苦情に対し適切に対応できること
- (4) 大垣市のリユース促進事業の推進に協力できること
- (5) 個人情報の保護に関する法律を遵守するなど、利用者の個人情報適切に取り扱われていること
- (6) 違法な不用品回収業と見なされる営業・広告等を行っていないこと
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各法令に違反していないこと
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7条7号）第2項第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと関係を有していないこと
- (9) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと

2 申請

市との連携を希望するリユースショップは、「大垣市リユースショップ連携申請書」（様式1）に、次の書類を添付して提出してください。

- ・古物商許可証の写し
- （法人の場合）
- ・定款
 - ・登記事項証明書
 - ・直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(個人の場合)

- ・ 住民票の写し
- ・ 直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

3 連携の内容

市及びリユースショップは、次に掲げる事項について連携します。

- (1) 市民へのリユースショップ情報の提供に関すること。
- (2) その他、大垣市リユース促進事業の推進に関すること。

なお、連携に要する費用は、原則として当事者各自の負担とします。

4 変更の届出

申請時に提出した内容に変更がある場合、申請者は「大垣市リユースショップ連携内容変更届出書」(様式2)を提出してください。

なお、市は届出がない場合でも、ホームページの掲載内容等に変更がないか適宜確認し、変更を認めた場合、申請者に変更届出書の提出を求め、掲載内容等を更新します。

5 連携の終了

申請者は、次に掲げる事情が生じた場合は、「大垣市リユースショップ連携終了届」(様式3)を提出します。

- (1) リユースショップを閉店したとき
- (2) 連携の意思がなくなったとき

6 市による連携の中止

市は、連携しているリユースショップが、次の事項に該当すると認める場合、当該リユースショップとの連携を中止します。

- (1) 市で定めた条件に適合しなくなったとき
- (2) 虚偽の内容が明らかになったとき
- (3) その他、連携にふさわしくないと認められるとき

様式 1

大垣市リユースショップ連携申請書

年 月 日

大垣市長 様

事業者（店舗等）名称

代表者（店舗等責任者）名

（申請担当者名 電話 ）

大垣市リユース促進事業の趣旨等を理解の上、市との連携を申請します。

市民への情報提供事項	店舗の名称			
	所在地	〒		
	営業時間		定休日	
	電話番号		e-mail	
	ホームページ URL			
	主な取扱商品	☐ 家具類 ☐ 家電製品 ☐ パソコン類 ☐ 携帯電話 ☐ 時計・カメラ ☐ ゲーム・おもちゃ類 ☐ スポーツ用品 ☐ バッグ・かばん ☐ 自転車 ☐ 書籍類 ☐ 衣類 ☐ 楽器 ☐ その他（ ）		
	買取の方法	☐ 持ち込み ☐ 出張 ☐ 宅配		
	査定手数料	☐ 有 ☐ 無	出張費	☐ 有 ☐ 無
P R 事項及び注意事項				
古物商の許可	許可番号	第 号	交付日	
	氏名又は名称			
	住所又は居所			
	古物営業法施行規則第 2 条に規定される取り扱う古物の区分	☐ 美術品類 ☐ 衣類 ☐ 時計・宝飾品類 ☐ 自動車 ☐ 自動二輪車・原付 ☐ 自転車類 ☐ 写真機類 ☐ 事務機器類 ☐ 機械工具類 ☐ 道具類 ☐ 皮革・ゴム製品類 ☐ 書籍 ☐ 金券類		

様式 2

大垣市リユースショップ連携内容変更届出書

年 月 日

大垣市長 様

事業者（店舗等）名称

代表者（店舗等責任者）名

（届出担当者名 電話 ）

大垣市リユースショップ連携内容のうち、次のとおり変更がありましたので、届出いたします。

市民への情報提供事項	店舗の名称			
	所在地	〒		
	営業時間		定休日	
	電話番号		e-mail	
	ホームページ URL			
	主な取扱商品	☐ 家具類 ☐ 家電製品 ☐ パソコン類 ☐ 携帯電話 ☐ 時計・カメラ ☐ ゲーム・おもちゃ類 ☐ スポーツ用品 ☐ バッグ・かばん ☐ 自転車 ☐ 書籍類 ☐ 衣類 ☐ 楽器 ☐ その他（ ）		
	買取の方法	☐ 持ち込み ☐ 出張 ☐ 宅配		
	査定手数料	☐ 有 ☐ 無	出張費	☐ 有 ☐ 無
	PR 事項及び注意事項			
古物商の許可	許可番号	第 号	交付日	
	氏名又は名称			
	住所又は居所			
	古物営業法施行規則第 2 条に規定される取り扱う古物の区分	☐ 美術品類 ☐ 衣類 ☐ 時計・宝飾品類 ☐ 自動車 ☐ 自動二輪車・原付 ☐ 自転車類 ☐ 写真機類 ☐ 事務機器類 ☐ 機械工具類 ☐ 道具類 ☐ 皮革・ゴム製品類 ☐ 書籍 ☐ 金券類 ※古物商許可証の写しを添付してください。		

様式 3

大垣市リユースショップ連携終了届

年 月 日

大垣市長 様

事業者（店舗等）名称

代表者（店舗等責任者）名

（届出担当者名 電話 ）

大垣市リユース促進事業に係る連携を終了したいので届出いたします。

店舗の名称	
所在地	
連携終了希望年月日	
連携終了希望の理由	